

取調べ可視化のための立法案

(刑事訴訟法中一部改正案)

2003年12月4日

日本弁護士連合会

刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第198条に次の1条を加える。

第198条の2

前条の取調べに際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、取調べの開始から終了までの全過程を、録画又は録音しなければならない。

前項の録画又は録音は、次の方法によらなければならない。

録画又は録音の際には、音声及び画像若しくは音声を記録するためのビデオテープ、録音テープ又は電子的方式・磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方法で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という）のうち、同じ記録媒体を2つ用いて同時に記録しなければならない。

取調べを開始する場合は、それに先立って録画又は録音を開始し、被疑者に時計を示して時刻を確認させなければならない。

取調べを中断する場合は、中断の理由及び再開予定時刻を被疑者に告知し、被疑者に時計を示して時刻を確認させた上で録画又は録音を中断しなければならない。

第2号の規定は、取調べの再開時においてもこれを準用する。

取調べを終了する場合は、被疑者に時計を示して時刻を確認させた上で録画又は録音を終了しなければならない。

録画又は録音の終了後直ちに、取調べを同時に記録した2つのビデオテープ、録音テープ又は電磁的記録媒体のうち1つについては、取調べ官が署名押印して封印しなければならない。その場合被疑者に対し署名押印を求めなければならない。但し、被疑者はこれを拒絶することができる。

取調べ官は、前項第6号の封印と同時に、被疑者に対し、以下の事項を記載した記録媒体目録を交付しなければならない。

取調べ官の氏名・官職及びその他取調べに立ち会った者の氏名及び官職

取調べの開始、中断及び終了の年月日時刻

取調べ場所

被疑者調書作成の有無及びその数

記録媒体の複製の交付請求

被疑者又は弁護人は、被疑者に対する取調を記録したビデオテープ、録音テープ又は電磁的記録媒体の複製の交付を請求することができる。

前号の請求を受けた検察官、検察事務官又は司法警察職員は、直ちに取調を記録した記録媒体のうち第2項6号の封印をしていないもの（以下「複製作成用記録媒体」という）から複製を作成して交付しなければならない。

検察官は、公訴を提起したときは、速やかにその裁判所の裁判官に第2項6号により封印した記録媒体（以下「封印記録媒体」という）を提出しなければならない。

封印記録媒体を保管する裁判所は、第4項により交付された複製の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、封印記録媒体の聴取若しくは閲覧又は複製の作成を許可しなければならない。

第322条に次の1条を加える。

第322条の2

法198条の2第1項の録画若しくは録音がなされなかったとき、第2項若しくは3項の方法が履行されなかったとき、又は第4項のテープの交付がなされなかったときは、被告人の供述を録取した書面で、被告人の署名若しくは押印のあるものであっても、これを証拠とすることができない。